

キッズドア応援クラブメンバー規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、応援クラブの構成員（以下、単に「メンバー」と言います。）の入退会、入会金及び会費の納入並びにメンバーが受けることのできる特典（以下、「メンバー特典」と言います。）を含む権利義務の内容に関し必要な事項を定めるものとします。

(メンバー)

第 2 条 特定非営利活動法人キッズドア（以下、単に「この法人」といいます。）の目的に賛同し、この法人の活動を賛助するために入会した個人又は法人であって、次の各号の全てに該当する者は、あらかじめこの規程に同意した上で、応援クラブメンバーとなることを申し込むことができます。

(1) 同種の行為を反復、継続、独立して行う個人又は法人（以下、これらを「事業者」と総称します。）であること

(2) この法人の目的に反する、同種の行為を反復、継続、独立して行っていないこと

2 この規程は、この法人とメンバーとの間における、メンバーとしての地位に基づき生ずる一切の権利義務関係に適用されます。

3 この規程の内容と、この規程外のメンバー特典についての説明等が異なる場合は、この規程が優先して適用されるものとします。

(入 会)

第 3 条 前条第 1 項の申込みは、これを希望する者（以下、「申込者」と言います。）が、この法人に対し、理事会が別に定める書面又は電磁的記録（以下、「入会申込書」と言います。）を提出することによってするものとします。但し、申込者は、同申込みの際、申込日及びメンバー資格を有する間、メンバー資格存続の重要な基礎として、以下の各項に掲げる事実を真実として表明し保証するものとします。

(1) 申込者は、事業者であること

(2) 申込者は、この法人の目的に反する、同種の行為を反復、継続、独立して行っていないこと

(3) 申込者は、入会申込書、この法人に対して交付したその他の書面及び提

供した情報について、真実かつ正確であり、誤解を生じさせないために必要な事実を欠いていないこと。

- (4) 申込者、申込者の株主、申込者の役員、申込者の従業員（以下、この四者を「申込者等」と総称します。）、申込者等の配偶者及び二親等内の血族並びに申込者等が支配する関係団体は、反社会的勢力又はこれに準ずるもの（以下、「反社会的勢力等」という。）ではないこと、反社会的勢力等に資金提供若しくはこれに準ずる行為を通じて、反社会的勢力等の維持、運営に協力又は関与していないこと、並びに、反社会的勢力等と取引その他一切の手段を問わず交流を有していないこと
 - (5) 申込者は、特定非営利活動促進法第2条第2項2号イロハ全てに該当すること
 - (6) 申込者は、前条第1項の申込みについて、これに必要な内部手続を全て完了し、必要な能力及び権限を適法に有していること
 - (7) 申込者の経営、財政状態、経営成績、信用状況に重大な悪影響を及ぼすべき裁判その他の法的手続又は行政・税務その他の手続は係属しておらず、また申込者が知る限りそのおそれもないこと。
- 2 理事会は、前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を承認しなければなりません。
 - 3 申込者は、前項の承認が申込者に到達した時点で、メンバーとして入会したものとします。

（入会金及び会費）

- 第4条 理事会は、メンバーが支払うべき入会金及び会費の額を算定する基準を定め、入会申込書に記載します。
- 2 メンバーは、この法人に対し、入会した時から14日以内に前項の基準に基づく入会金及び直近の定められた期間の会費を納入しなければなりません。
 - 3 メンバーは、この法人に対し、入会后毎年、入会申込書に記載されている期日までに、会費を納入しなければなりません。
 - 4 第10条乃至第12条に基づきメンバーの資格を喪失した場合であっても、メンバーの資格を喪失した者は、この法人に対し、その者がメンバーの資格を有する間に滞納した会費を納入する義務を免れません。

（メンバー特典）

- 第5条 理事会は、メンバーが受けることができるメンバー特典の種類を入会申込書に記載しなければなりません。
- 2 メンバーは、入会申込書に記載されているメンバー特典の種類のうち、入

会時に希望したメンバー特典を受けることができます。

- 3 メンバーは、理事会の承認がある場合に限り、入会後であっても前項の希望したメンバー特典を変更することができます。

(成果物の帰属)

第 6 条 この法人がメンバーに提供した報告書、その他のメンバーに対する一切の書類（以下、「本件報告書等」という。）の知的財産権は、すべてこの法人に帰属します。

- 2 この法人は、メンバーに対し、入会申込書に記載した事業に用いる場合に限り、第 4 条の会費及びこの法人とメンバーの間で別途書面で合意した額を除く新たな対価を支払うことなく、メンバーがこの法人から受領した本件報告書等を使用することを許諾します。但し、この法人は、本件報告書等を使用したことによってメンバーが損害を蒙った場合でも、責任を負いません。
- 3 メンバーは、そのメンバー資格を喪失するまでの間、前項の許諾に基づき、本件報告書等を使用し、本件報告書等の派生物を作成及び使用することができます。但し、メンバーは、この法人の書面による承諾なく、本件報告書等及びその派生物を第三者に開示してはなりません。

(権利の侵害・免責)

第 7 条 この法人及びメンバーは、メンバー特典の利用にあたって、第三者の権利を侵害しないように留意します。

- 2 この法人及びメンバーは、メンバー特典の利用にあたって、第三者との間で紛争が生じた場合、各自、自己の責任と負担において処理又は解決しなければなりません。
- 3 この法人は、メンバーに対して、いかなる場合であっても年間の会費の額を超えて賠償する責任を負わないものとし、また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。

(秘密保持)

第 8 条 この法人及びメンバーは、相手方の事前の書面による承諾がある場合又は法令に定めがある場合を除き、メンバー特典の提供を通じて知り得た個人情報及び相手方が書面にて秘密に取り扱うことを求めて開示した非公知の情報を秘密に取り扱うものとし、第三者に提供してはなりません。

- 2 この法人及びメンバーは、提供するメンバー特典に相手方が管理責任を負う個人情報の取扱に関する事務が含まれる場合には、これを安全に管理する

ものとし、相手方がその管理方法を指定した場合には、これに従い管理しなければなりません。

3 本条の規定は、メンバーがメンバー資格を喪失した後も有効に存続します。

(メンバー資格)

第9条 メンバーは、第10条乃至第12条に基づくメンバーの資格の喪失までの間、そのメンバー資格を有します。

(任意退会)

第10条 メンバーは、理事会において別に定める書面又は電磁的記録（以下、「退会届」と言います。）を提出することにより、任意にいつでも退会することができます。但し、入会申込書においてメンバーの資格の有効期限を明示的に定めている場合、メンバーは、この法人に対し、有効期限までの会費を現に納入しなければ退会することはできません。

(除名)

第11条 メンバーが次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該メンバーを除名することができます。

- (1) 法令、定款、この規程その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(メンバー資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、メンバーは、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 入会申込書に明記された有効期限（但し、入会申込書に更新について明記されている場合については、その更新期間の期限）が到来したとき。
- (2) メンバーが第4条の支払義務を3ヶ月以上履行しなかったとき。
- (3) 総ての正会員が同意したとき。
- (4) メンバーが死亡又は解散したとき。
- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これに類する手続の開始の申立があったとき。
- (6) 未成年者、成年被後見人、被補佐人又は被補助者のいずれかであり、メンバーとなることを申込むことについて同意等を得ていなかったとき。
- (7) この法人が、メンバーを暴力団、右翼団体、反社会的勢力又はその構成員若しくはこれに準ずる者と判断したとき。

(8) その他この法人がメンバーとして不適当であると判断したとき。

(抛出金品の不返還)

第13条 この法人は、メンバー資格を喪失した者がこの法人に対し既に納入した会費その他の抛出金品を、返還しません。

(本規程の変更等)

第14条 この法人は、本規程を変更できるものとします。

- 2 この法人は、前項の変更をした場合、応援クラブメンバーに対し、当該変更内容を通知又は告知しなければなりません。
- 3 メンバーが前項の通知又は告知の後にメンバー特典を利用した場合又はメンバーがこの法人の定める期間内に第10条の任意退会の手続きをとらなかった場合、第1項の変更に同意したものとみなします。

(地位の譲渡等)

第15条 メンバーは、この法人の書面による事前の承諾なく、メンバーとしての地位又はこの規程に基づく権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定その他の処分をすることをできません。

- 2 この法人は、この規程に基づくメンバー特典にかかる事業を他社に譲渡(会社法上の事業譲渡のみならず、事業を第三者に移転する全ての場合を含むものとする。)した場合には、この規程に基づく権利義務及び登録事項等を当該譲渡の譲受人に承継させることができるものとします。
- 3 メンバーは、前項の譲渡につき本項においてあらかじめ同意します。

(管轄裁判所)

第16条 この法人及びメンバーは、メンバー特典に関する一切の裁判上の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

平成28年12月1日制定